

事務連絡
令和4年6月1日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

学校における主権者教育を実施する際の留意点について

学校教育における主権者教育については、議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し、責任感をもって政治に参画しようとする国民の育成や、18歳への選挙権年齢の引下げによる、小・中学校からの体系的な指導の充実等の観点から、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階を踏まえ、社会科や公民科等を中心に指導が行われているところです。

特に高等学校等においては、満18歳を迎えた生徒が公職選挙法等に則り有権者として適切に行動できるよう、各高等学校等に毎年度配布している「私たちが拓く日本の未来」も参考としながら、計画的な指導が行われてきているものと承知しています。

また、参議院議員の通常選挙が近く行われる予定であることから、令和4年6月1日付けで、教育委員会等に対しては「教職員等の選挙運動の禁止等について（4文科初第556号文部科学事務次官通知）」、国立大学法人に対しては「附属学校における政治的中立性の確保等について（4文科教第327号総合教育政策局長通知）」、公立大学法人に対しては「附属学校における政治的中立性の確保等について（4文科高第296号高等教育局長通知）」、私立学校等に対しては「私立学校に係る教育基本法第14条第2項その他の法令の規定の遵守について（4文科高第295号高等教育局私学部長通知）」において、関係部署より通知したところです。

これに関連して、主権者教育を実施する際の留意点として、政治的中立性の確保はもとより、小学校、中学校、高等学校等（以下、「学校等」という）において、実際の選挙に合わせて模擬選挙等の学習を実施する場合には、公職選挙法上、選挙運動を行うことができる期間に実施することとなるため、例えば人気投票の公表の禁止（公職選挙法第138条の3）や文書図画の頒布・掲示の制限（公職選挙法第142条、第142条の2、第143条、第146条）等の公職選挙法上様々な制限がある中、それらに抵触することがないように留意して実施する必要があります。また、実施に当たっては、選挙管理委員会等との連携した取組が期待されています。

各位におかれては、別添資料も御参照の上、改めてこの点について御留意願います。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校等及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校等に対して、各都道府県及び構造改革特別特区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては、所轄の学校等及び学校法人等に対して、各国公立大学法人におかれては、その管下の学校等に対して、適切に御周知いただくようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係
電話 03-5253-4111（内線2073）